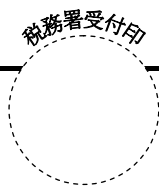


ヘッジ処理における特別な
有効性判定方法等の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	



平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法人	法人名等		
		納税地	〒	電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名		⑩
		代表者住所	〒	
	事業種目		業	

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		部門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
			回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

- 繰延ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。
- 時価ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。

承認を受けようとする特別な有効性判定方法等

法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額	
特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲	
特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由	
その他の参考事項	

税理士署名押印	⑩
---------	---

※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
----------	----	-----	------	-----	----

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。
 - (1) 繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の4第1項《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》、又は法令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合
 - (2) 時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法令第121条の10第1項《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》、又は法令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 標題は、行おうとする申請の頭部の□をレ印でチェックしてください。
 - (4) 承認を受けようとする特別な有効性判定方法等の各欄は、それぞれ次により記載してください。
 - イ 「法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法」欄には、その採用しようとする有効性判定の方法を記載してください。
 - ロ 「法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載してください。
 - ハ 「法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額を記載してください。
 - (5) 「特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲」欄には、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲を詳細に記載してください。
 - (6) 「特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由」欄には、特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。